

議案第212号

大阪市手数料条例の一部を改正する条例案

第1条 大阪市手数料条例（昭和40年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第8条中第20号を第21号とし、第5号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 通知カードの再交付 1件につき500円

第2条 大阪市手数料条例の一部を次のように改正する。

第8条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 個人番号カードの再交付 1件につき800円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年1月1日から施行する。

平成27年9月25日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を定めるとともに、住民基本台帳カードの交付に係る手数料を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市手数料条例 (抄)

(第 1 条による改正関係)

(その他の事務に係る手数料)

第 8 条 第 2 条から前条までに定めるもののほか、次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

(1) - (4) 省 略

(5) 通知カードの再交付 1 件につき 500 円

(5) - (20) 省 略

(6) (21)

大阪市手数料条例（抄）

（第2条による改正関係）

（その他の事務に係る手数料）

第8条 第2条から前条までに定めるもののほか、次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

(1) - (2) 省 略

(3) 住民基本台帳カードの交付 1件につき500円

(4) - (5) 省 略

(3) (4)

(5) 個人番号カードの再交付 1件につき800円

(6) - (21) 省 略